

手引の作成に当たって

1 性犯罪・性暴力被害者の置かれている状況

性犯罪・性暴力被害者（以下、単に「被害者」ともいう。）は、心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、その多くは、被害に遭ったことを誰にも相談できずにいる。なんとか、誰かに相談し、あるいは支援を受けようという気持ちになっても、必要な支援にたどりつくまでには、自ら調べて、いくつもの支援機関等に足を運び、そのたびに自分の身に起こったことを説明し、その過程で、相手の心ない言動に傷つけられることも少なくない。また、必要な支援機関にたどりつく前に、気持ちが萎えてしまい、結局、何の支援も受けられないといったことも少なくない（※1）。

※1： 言うまでもなく、性犯罪・性暴力被害者は、被害直後のみでなく、被害後相当期間が経過しても、なお、様々な困難や苦しみに直面する。しかしながら、被害直後に適切な支援を受けることができれば、それは、その後の回復に大きく寄与するものと考えられる。

本手引においては、ワンストップ支援センターの主な支援対象を、警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者としている。ただし、それ以外の被害者についても、門前払いすることなく、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行うことを想定している。（第1章5(1)主な支援対象・第2章1(2)ア主な支援対象について参照）

2 第2次犯罪被害者等基本計画

内閣府は、第2次犯罪被害者等基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）の策定に当たり、平成21年9月から11月までの間、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体から、第2次基本計画に盛り込むべき施策について要望を聴取した。その要望の中には、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを国で設置してもらいたいなど、ワンストップ支援センターに関するものがあつた。

これら要望を踏まえ、基本計画策定・推進専門委員等会議において、第2次基本計画に盛り込むべき施策について議論・検討し、平成23年3月25日、第2次基本計画が閣議決定された。

第2次基本計画では、ワンストップ支援センターの設置促進の施策が複数盛り込まれ（※1）、その1つとして、内閣府は、有識者や関係省庁の協力を得て、ワンストップ支援センターの開設・運営の手引を作成し、民間団体、医療機関、地方公共団体等に配布することとされた。

※1： 警察庁は、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供することとされている。

厚生労働省は、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合、協力可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者等支援団体等に提供することとされ、また、医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加えることとされている。

3 手引作成方法

第2次基本計画を受け、内閣府犯罪被害者等施策推進室において、有識者及び関係省庁職員から構成される「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」作成委員会（以下、「手引作成委員会」という。）を設け、平成23年6月から平成24年3月までの間、合計5回の委員会を開催した。

手引の作成に当たっては、手引の内容を被害者の視点に立ったものとするため、性犯罪・性暴力被害者に対する聞き取り調査（以下、「聞き取り調査」という。）を実施したほか、国内のワンストップ支援センターとして平成22年4月に大阪府松原市の阪南中央病院内に開設された「性暴力救援センター・大阪（通称「SACHICO）」について、施設・実際の運用状況等を視察し、病院関係者や支援スタッフ等との意見交換を行った。

また、警察庁による性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証結果を参考とするとともに、性犯罪被害者支援について先進的な取組がなされているカナダを訪問し、性犯罪被害者支援に関わる政府部局、医療機関、民間の支援センター等から、性犯罪被害者支援の実情等について聞き取った。

手引作成委員会では、これら結果をも踏まえ、ワンストップ支援センターのあり方、課題、設置促進の方策、開設・運営のノウハウ等について、活発な議論が行われた。本手引は、これら議論の結果を踏まえ、作成された。

4 本手引の目的・ワンストップ支援センターの設置促進に向けて

- (1) 本手引は、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターの開設を検討している地方公共団体・民間団体等に、ワンストップ支援センターのモデルをいくつか示すとともに、開設・運営に役立つ情報やノウハウ等を提供することで、活用できる資源や地域の実情に応じたワンストップ支援センターの設置が促進されることを目的としている。

また、ワンストップ支援センターの設置・運営主体となり得るだけでなく、関係機関・団体等として、協力の主体となり得る地方公共団体、病院、民間団体、警察、弁護士、カウンセリング機関等の間で、共通の理解と認識を持つことで、相互の連携協力の密度を上げ、ワンストップ支援センターの設置を促進する環境が作られることも目指している。

(2) 将来的には、各都道府県内に、少なくとも一つは、地域の事業として、ワンストップ支援センターが設置されることが望ましい（※2）。

(3) ワンストップ支援センターのために活用できる資源は、地域によって様々であるので、全国一律の支援の枠組みを決めてその設置を促進していくよりも、地域の実情に応じ、その持てる資源を有効に活用して、ワンストップ支援センターを設置していくことが適当と考えられる。実際、地方公共団体・民間団体等の中には、ワンストップ支援センターの設置を検討しているところがある。

こういった現状を踏まえ、まずは、ワンストップ支援センターの設置を検討している地方公共団体・民間団体等に本手引を活用してもらうとともに、国や地方公共団体において、取り得る方法を活用して個別に支援するというやり方で、ワンストップ支援センターの設置を促進したいと考えている。

本手引の作成は、最初の一步であり、第2次基本計画に基づく施策など、他の様々な取組とも連携しながら、性犯罪・性暴力被害者支援を着実に前進させていきたい。

(4) できる限り早期に、多くのワンストップ支援センターが設立されるよう、本手引をご活用願いたい。また、現在、性犯罪・性暴力被害者の支援・診療等に当たられている支援者・医療従事者等におかれては、引き続き、各地域において、それぞれの役割を担っていただくとともに、ワンストップ支援センターの活動にご協力いただくよう、お願い申し上げます。

(5) 本手引の作成に際しては、性犯罪・性暴力被害者支援現場の一線で活躍されている専門家の方々から活発なご議論をいただいた。また、被害者の方には、聞き取り調査において、事件のことを思い出し、心身ともにつらい状態になるにもかかわらず、勇気を持って質問にお答えいただくなど、多大なご協力をいただいた。この場をお借りして、感謝申し上げます。

平成24年3月 内閣府犯罪被害者等施策推進室

※2： 第2次基本計画策定に当たって、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体等からは、「(性犯罪・性暴力被害者のための) ワンストップ支援センターを設置してもらいたい。」「各都道府県に1か所以上、国が設置することが望ましい。」等の要望が寄せられた。また、手引作成委員会においても、「各都道府県に1つは必要である。」「ワンストップ支援センターを開設し、運営していくためには、人件費、設備費等の財源の確保が大きな課題である。」などといった意見が出された。